

鳥取県告示第387号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月29日

鳥取県東部総合事務所長 齋藤 明彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
株式会社ハピネ ライフケア鳥取	米子市錦町三 丁目77	ハピネヘルパース テーション雲山	鳥取市興南町124	居宅介護、重 度訪問介護	平成24年5月 14日